

◆ 地域通信 ◆ 【串戸】

こどもがつくるまち@くしどに参加して楽しくすごしました！

10月18日（日）に串戸市民センターの大研修室と駐車場を開放して、午前10時から午後2時まで開催されました。

この取り組みはこども達が主役となり、地域の大人とこどもが世代を超えて交流し町を元気にする目的で作られた「ぼくのまちわたしのまちプロジェクト」の一環で実施されたもので、串戸自治協議会（協働部）、市民センター、専門家（ファシリテーター）、こどもメンバーが2019年9月に実行委員会を立ち上げ、その年の10月に市民センターまつりで、初めてこどもの店を2店舗出しました。

そして2020年2月には市民センターでの企画「あつまれ！こども秘密基地2020」の会場で、銀行を含む7店舗を出店し、まちの通貨SHIDO（シド）を使って給料の支払いや買い物をしました。



今回は新型コロナの影響で多くの行事が中止となる中、単独開催が実現しました。こどもは金剛寺小学校以外からの参加もあり、話し合いを重ねながら小売店のみならず、市役所、警察、病院、銀行、保育園、ハローワーク等の提案がなされ時間も忘れて、前日まで皆で仲良く準備を進めました。

開催当日は天候にも恵まれ、他地域からのスタッフ、地域の大人スタッフとも交流ができ、こどもの気持ちになって楽しく過ごすことができました。



市民活動情報紙 さくら de ファミリー

廿日市市民活動センター
令和3年冬号
Vol. 54

登録団体代表者研修会のお知らせ

各団体の代表者に参加いただき、講演会を開催します。他団体を知る機会にもなりますので、ぜひご出席ください。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し込み先着順とさせていただきます。

◆日時：令和3年1月30日（土）13：30～15：00（13：00開場）

◆場所：廿日市市民活動センター 第1研修室

◆講師：山口県東部ヤクルト販売株式会社 池田 めぐみ氏

◆演題：「免疫アップは体力アップ かぜに負けない新型コロナにも負けない身体をつくる」

◆定員：50名（健康飲料付き）

※コロナウィルス感染症拡大の状況により、急遽中止となる場合もございます。ご了承ください。

提案型連携事業の報告

こども絵画展

会期：10月14日～10月18日（5日間）

主催：青少年夢プラン実行委員会

連携：廿日市警察署管内少年補導員連絡協議会

こどもたちに自由なテーマで描いてもらった絵画293作品、全作品を展示しました。5日間の会期中に、のべ492名の来場者がありました。



親子ふれあいウォーキング

日時：12月12日（土）

主催：青少年育成廿日市市民会議

連携：廿日市ウォーキングリーダー会

コロナ禍での対策をとりながら、参加者の体力増進と他校や親子間でのコミュニケーションの輪が広がり、楽しんで帰っていただくことができました。



記事協力

佐伯文芸クラブ

今田進

佐伯・今昔物語

その三 陶軍安芸侵攻の語

今は昔、陶晴賢が安芸（広島県西部）に攻めこんだときのことを話そう。

周防山口の南にある若山から陶晴賢は、津和野の三本松城の城主・吉見正頼を攻めたが、正頼は晴賢に預けていたわが子の龜王丸を戻してもらい、陶晴賢と和睦した。

時は天文二十二年（一五五三）丑（うし）の五月三日、陶の軍は津和野から、ただちに芸州攻略に出発した。その軍勢は四万八千余騎で、途中の周防で山代の本郷から攻めこむ部隊と南の山陽道を通って岩国から攻略する部隊の二隊に分かれて乱れこんだ。

南の岩国からは弘中参河守友貞、青景掃部少輔、江良九郎左衛門之介等が大将となり、一万八千余騎を引きつれて芸州の小方村や玖波村にどと押しよせ、五月五日の午前二時から迎え撃つ相良春忠の軍との合戦が始まった。

相良軍の先陣は原田近江介綱長で、真っ先に進み出て戦っていたが、綱長の陣がやぶられ、一時間ばかりのうちに焼き討ちに合って二百余騎が討ち取られた。やむなく原田近江介は、大野の折が峠まで退却した。ここで熊谷和泉が横合いから斬りこんだが、彼もまた討ちとられた。

陶方の弘中友貞は玖波の大蔵ノ宮の陣を切りくずし、松ヶ原まで勢いを増して斬りこむところを、相良方の原田近江介綱長が勢いをまきかえし、田原源五左衛門の軍勢が四方の山の嶺から、どと押しよせて戦い、松ヶ原の獅子岩という所で原田近江介が陶方の大将・江良九郎左衛門の首を討ち取った。

ちなみに折が峠は、渡瀬と松ヶ原にある峠。この峠に現在、河平連山の東登山口がある。獅子岩は、折が峠の松ヶ原側旧道の近道脇にある。

お知らせコーナー

新成人サッカー大会

日時：令和3年1月10日（日）

9：30 キックオフ

場所：グリーンフィールド

対象：新成人 8チーム

（中学校区対抗8人制）

主催：新成人サッカー大会実行委員会

青少年夢プラン実行委員会

令和2年度

はつかいち教育講演会

日時：令和3年2月20日（土）13：00

※リモート講演会

講師：椿原 正和氏

（教授法創造研究所 代表）

演題：こどもに自信を与える指導法（仮）

共催：廿日市市教育委員会

廿日市市PTA連合会

市民活動センターより

登録団体のみなさまへ

センター内移動棚が4月よりひとつ空きが出ます。

年度末の登録更新時に契約について詳細をお知らせいたしますので、ご検討ください。

掲載希望の方はセンター受付まで！
次回59号は3月末発行予定です。

消防避難訓練・年末大掃除の報告

12月11日、当日は水消火器などの使い方を練習したり、実践さながらの訓練をすることができました。

その後の大掃除には有志約65名（登録団体29団体）の参加をいただき、普段出来ない窓掃除、エアコンフィルターの掃除など、とてもきれいにさせていただきました。

皆様のご協力のおかげで、気持ちよく新年を迎えられそうです。来年もよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先 廿日市市民活動センター

廿日市市住吉 2-2-16 ☎0829-32-3741 fax0829-32-3742

HPアドレス <http://www.hatnet.jp/>

ネットワーク現在の状況

（令和2年12月末現在）

登録団体 153 団体

年末年始休館日：12月29日（水）～1月3日（月）

おしえて！

廿日市市地域貢献活動保険

パンフレットP1

廿日市市地域貢献活動保険とは

自主的に組織された市民活動団体の皆さんが安心して地域貢献活動を行うことができるよう、地域貢献活動中の思わぬ事故を対象とした保険制度です。
この保険の対象となるためには、廿日市市民活動ネットワークに登録することが必要です。登録料や、保険料の負担はありません。
登録には、団体の活動内容や目的がわかる規約、事業計画書などをご用意のうえ、市民活動センター内 協働推進課で手続きをしてください。
なお、市民活動ネットワークへの登録のみをもって、登録団体のすべての活動がこの保険の対象となるということではありません。

ポイント!!

登録団体でも、4人以下の団体は、対象となりません。

ポイント!!

ネットワーク登録をすれば、別途登録料、保険料は必要ありません。上位団体が登録してあれば適用。



みなさん、
市民活動ネットワークに登録した
団体へのメリットのひとつに保険制度が
あることをご存知ですか？今回は、パンフレット
からピックアップして、ポイントをご紹介します！

※ パンフレットは、市民活動センター、各支所、市民センター
にも置いてあります。
また、各種団体の会議用・送付用にも必要部数を準備できます。

ご不明な点がございましたら、活動される前にこちら
までお問い合わせください！

協働推進課（市民活動センター1階）
TEL：0829-32-3810

ポイント!!

傷害保険のみ対象です。
賠償責任保険は対象となりません。

パンフレットP2

保険の対象となる地域貢献活動とは

次の要件をすべて満たす活動です。

- 1 5人以上で自主的に構成された団体の活動
- 2 無報酬（交通費等実費の支給を除きます）の活動
- 3 継続的・計画的に実施されている活動
- 4 公益性のある活動
※ 公益性とは、地域住民やその他の社会の利益を目的とした活動で、
会員の楽しみや趣味のサークル活動は対象となりません。
- 5 廿日市内における活動
※ 保険の適用範囲には、準備活動、活動の往復経路も含まれます。

◆保険の対象となる主な活動の例と保険の対象者は次のとおりです。

対象となる地域貢献活動の例	対象者
① 清掃活動、資源回収活動など、環境美化・リサイクル活動 ② 子育ての支援や高齢者のつどいなど、地域福祉活動 ③ 防犯パトロール、交通安全立哨、子どもの見守り活動など、 安心安全活動 ④ 防災訓練、啓発活動などの平常時における自主防災活動 ⑤ 災害復旧活動（2次災害の危険性がないと市が認めたときに 限る）	無報酬の活動者 ※ 活動者とは、運営ス タッフ、指導者及び活動 者とともに直接、地域貢 献活動をする者をい います。

ポイント!!

・廿日市市外に住んでいる
人でも対象です。
・イベントの材料運込に市
外へ出向いた際の事故な
ど、準備活動場所が廿日市
市外の場合は、対象となり
ません。

ポイント!!

競技者や観覧者など、参加者の事故は対象となり
ません。ただし、地区コミュニティ推進団体など
の地域住民自治組織が主催する運動会であれば
対象となります。

ポイント!!

通院期間が3日までの場合は、
対象となりません。



保険の内容

市が保険会社と契約し、保険料を負担しています。なお、保険金の認定・支払いは
保険会社が行います。

傷害保険

地域貢献活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故（日射病、熱中症（熱射病）及び病原性
大腸菌群O-157などの細菌性食中毒も含まれます。）によって、活動者が死亡・負傷した場
合に支払われる保険金です。

区 分	保険金額	内 容	事故の例
死 亡	1名 500万円	傷害事故を原因として事故 の日から180日以内に死 亡した場合	河川清掃活動中に、誤って橋から 転落して死亡した。
後遺障害	最高 500万円	傷害事故を原因として事故 の日から180日以内に後 遺障害が生じた場合	森林の清掃ボランティア活動中 に草刈り機で誤って指を切断し た。
入 院	1日 3,000円	傷害事故を原因として入院 または通院を要すること になった場合	地域で防犯マップをつくるため、 夜間に現地調査中、転倒、骨折し て治療のため入院した。
通 院 (4日以内...)	1日 2,000円 (通院90日を限度)		
手 術	入院保険金の10~40 倍（1回を限度）	傷害事故を原因として入院 し、入院保険金が支払われ る場合で、そのケガのため に手術を受けた場合	子どもの見回りパトロール中、階 段を踏み外して転倒、複雑骨折し て、治療のため入院、手術を受け た。

注意1) 打ち打ち症、腰痛で、医学的他覚所見のないもの（医師が視診、触診、画像診
断などによって傷害を裏付けることができないもの）は対象となりません。
注意2) チェーンソー使用による事故も対象となります。（平成26年5月1日から適用）
ただし、未経験者や初心者による使用、夜間、悪天候時における使用などにより
起こした事故は傷害保険が適用されない場合があります。

事故を未然に防ぐために

万が一のための保険があるとはいえ、事故が起こらないようにすることが一番大切です。
活動計画を立てるとき、実施するときには安全対策も考慮しましょう。

また、活動者は自分の体力を過信することなく、無理のない活動を心がけましょう。

- ① 活動者の役割は、体力などを考慮して分担しましょう。
- ② スケジュールには十分な余裕を持ちましょう。
- ③ 活動場所に危険な箇所がある場合、事故防止対策を考慮しましょう。
- ④ 活動前に事故防止の注意を呼びかけましょう。

地域貢献活動保険 Q&A

Q	A
自治会・町内会での清掃活動のため、自宅から自転 車で現地へ向かう途中、転倒してケガをしました。こ の場合は対象となりますか。	自宅と活動場所の一般的な経路の往復中に 活動者自身がケガをし、あらかじめその行動が事業計 画や名簿などで証明できる場合は、 <u>傷害保険の対象と なります。</u> ただし、往復中に他人にケガをさせた場合は <u>賠償責 任保険の対象となりません。</u>
地区コミュニティ推進団体主催の運動会の競技中 に転倒し、ケガをしました。この場合は対象となりま すか。	<u>地区コミュニティ推進団体などの地域住民自治組 織が主催する運動会であれば対象となります。</u> この場合以外のスポーツ活動では、指導、準備、片 づけなど運営スタッフの事故は対象となりますが、競 技者、観覧者などは対象となりません。
市民活動団体が、団体の活動で地域の清掃奉仕活動 のため、草刈り機を使用中、草刈機が石をはねて駐車 中の <u>他人の自動車</u> にキズをつけた。この場合は対 象となりますか。	<u>賠償責任保険の対象となります。</u> また、平成26年 5月からチェーンソー使用による事故も対象となり ました。
地区コミュニティ推進団体主催の防災訓練で、チェ ーンソーを使用した、倒木や家屋の切断作業を実施し ました。このとき、今までチェーンソーを使用したこ とのない人が操作を誤りケガをしました。この場合は 対象となりますか。	<u>チェーンソーを使用したことのない人（未経験者、 初心者）による事故は傷害保険が適用されない場合が あります。</u> チェーンソーを使用して活動する際、不安 な点がある場合は、事前に協働推進課までご相談くだ さい。
高齢者の配食サービスののために作ったお弁当が、O -157に感染し、食中毒をおこしました。その場合 は対象となりますか。	配食サービスを受けた高齢者に対しては <u>賠償責任 保険</u> 、お弁当を作ったボランティア（活動者）がその お弁当を食べて発症した場合は <u>傷害保険の対象とな ります。</u>

ポイント!!

活動中の事故で多いのが、傷
害事故です。
傷害保険のほか、賠償責任保
険もあります。
詳しくはパンフレット
(P2①)をご覧ください。

ポイント!!

よくある事例を紹介しています。ただし、
ケースバイケースなので、不安な場合は、
事前にご相談ください。
新型コロナウイルスの感染については、
対象外です。

ポイント!!

チェーンソーの使用に
よる事故も対象となり
ます。

令和2年度は、事故件数は5件

（令和2年11月末現在）発生しています。

事例としては、草刈りした際の石飛で通行車両
のガラスを破損。町内会活動時の転倒による足
の怪我などがあります。